

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月20日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
【届出者の住所又は所在地】	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
【電話番号】	(03)5546-8119
【事務連絡者氏名】	IR・ファイナンス室長 日下部啓介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (東京都江東区豊洲三丁目3番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エヌジェーケーをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月11日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

## 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1 【株券等の所有状況】

## (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成28年5月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株 券	82,433 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合 計	82,433		
所有株券等の合計数	82,433		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成28年3月31日現在、対象者株式178,023株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数124個を含めております。なお、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月11日現在)(個)(g)」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(訂正後)

(平成28年5月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株 券	82,433 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合 計	82,433		
所有株券等の合計数	82,433		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成28年3月31日現在、対象者株式178,023株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数124個を含めております。なお、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月11日現在)(個)(g)」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(注3) 山室直哉氏は、平成28年6月17日開催の対象者第46期定時株主総会の終結のときをもって、対象者の監査役を退任し、これにより、同氏は、公開買付者の特別関係者としての地位を喪失しておりますが、上記の「所有する株券等の数」には、同氏が所有する株券等に係る議決権の数30個が含まれております。

## (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成28年5月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株 券	11,714(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合 計	11,714		
所有株券等の合計数	11,714		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成28年3月31日現在、対象者株式178,023株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数124個を含めております。なお、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月11日現在)(個)(g)」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(訂正後)

(平成28年5月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株 券	11,714(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合 計	11,714		
所有株券等の合計数	11,714		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成28年3月31日現在、対象者株式178,023株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数124個を含めております。なお、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月11日現在)(個)(g)」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(注3) 山室直哉氏は、平成28年6月17日開催の対象者第46期定時株主総会の終結のときをもって、対象者の監査役を退任し、これにより、同氏は、公開買付者の特別関係者としての地位を喪失しておりますが、上記の「所有する株券等の数」には、同氏が所有する株券等に係る議決権の数30個が含まれております。

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

## 【特別関係者】

(訂正前)

(前略)

(平成28年5月11日現在)

氏名又は名称	山室直哉
住所又は所在地	東京都中央区新富二丁目3番4号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エヌジェーケー 常勤監査役
連絡先	連絡先 株式会社エヌジェーケー 経営企画部 連絡場所 東京都中央区新富二丁目3番4号 電話番号 03-5117-1900
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(後略)

(訂正後)

(前略)

(平成28年5月11日現在)

氏名又は名称	山室直哉
住所又は所在地	東京都中央区新富二丁目3番4号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社エヌジェーケー 常勤監査役
連絡先	連絡先 株式会社エヌジェーケー 経営企画部 連絡場所 東京都中央区新富二丁目3番4号 電話番号 03-5117-1900
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(注) 山室直哉氏は、平成28年6月17日開催の対象者第46期定時株主総会の終結のときをもって、対象者の監査役を退任し、これにより、同氏は、公開買付者の特別関係者としての地位を喪失しております。

(後略)

## 【所有株券等の数】

(訂正前)

(前略)

山室直哉

(平成28年5月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株 券	30 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合 計	30		
所有株券等の合計数	30		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 山室直哉氏は、小規模所有者に該当いたしますので、山室直哉氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月11日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(後略)

(訂正後)

(前略)

山室直哉

(平成28年5月11日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株 券	30 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合 計	30		
所有株券等の合計数	30		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 山室直哉氏は、小規模所有者に該当いたしますので、山室直哉氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年5月11日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(注2) 山室直哉氏は、平成28年6月17日開催の対象者第46期定時株主総会の終結のときをもって、対象者の監査役を退任し、これにより、同氏は、公開買付者の特別関係者としての地位を喪失しております。

(後略)

## 第5 【対象者の状況】

### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

#### (1) 【対象者が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

##### (訂正前)

事業年度 第44期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年6月18日	関東財務局長に提出
事業年度 第45期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	平成27年6月17日	関東財務局長に提出
事業年度 第46期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	平成28年6月21日	関東財務局長に提出予定

##### (訂正後)

事業年度 第44期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年6月18日	関東財務局長に提出
事業年度 第45期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	平成27年6月17日	関東財務局長に提出
事業年度 第46期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	平成28年6月20日	関東財務局長に提出

### 公開買付届出書の添付書類

対象者が第46期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)に係る有価証券報告書を平成28年6月20日に関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。